第3回 債権者代位・抵当権と妨害排除の検討項目

- (1)(a) X₁の Z₁に対する請求
- (ア) X₁の請求の趣旨

請求原因

債権執行と異なる債権者代位権の独自の意義 債権者代位権の実体法上の要件

- ①被保全債権の存在 新423条3項を参照
- ②被保全債権の保全の必要性=債務者の無資力 新423条1項
- ③債務者に代位対象となる権利が帰属していること 被代位権利の性質、錯誤または詐欺
- ④一身専属権でないこと
- ⑤ (被保全債権の期限未到来の場合) 裁判上の代位または保存行為であること 訴訟提起と裁判上の代位 新423条により廃止
- ⑥債務者自身が目的となる権利を行使していないこと
- (イ) Z₁の抗弁

期間制限 (126条)

同時履行の抗弁権・留置権の主張の許容性

代位権行使の結果

(1)(b) X₂の Z₂に対する請求

債務者の処分権の制限の有無 新423条の5

(1)(c) X₁の X₂に対する請求

X₂の弁済受領権限

事実上の優先弁済

債権者平等 vs. 勤勉な債権者へのインセンティブ 民法改正での扱い

- (2)(a) X₁とYの関係
- (7) 妨害排除請求権の代位行使の要件

被保全権利 必読判例①の法廷意見と補足意見

423条の転用?法意による拡張?

代位請求と無資力要件 民法改正後の根拠条文は?

代位請求の決定的な弱点

抵当権自体に基づく妨害排除・妨害予防の請求原因

抵当権の侵害があるか侵害の予防か

民事執行法上の保全処分(とくに民執187条)との関係

明渡先は誰?

(イ) Yの明渡拒絶の可否

占有正権原の抗弁?

必読判例②による例外処理

- (2)(b) X₂とYとの関係
- (ア) 被担保債権と無資力要件
- (イ) Yの明渡拒絶の可否

無剰余競売の禁止(民執63条)との関係 必読判例①の奥田補足意見を参照

(ウ) X2の賃料収取の可否

併用賃貸借契約の効力